

令和7年度 第7回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月29日(水)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席9人)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 (出席8人 欠席1人)

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 川畑 伸之(欠席)

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第22号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案 第23号 あっせん委員の指名について

議案 第24号 農地利用最適化推進委員の辞任について

議案 第25号 農地利用最適化推進委員の公募について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和7年度第7回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は、農業委員全員の出席がありますので総会は成立します。それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>9/26 知名町産業フェア実行委員会</p> <p>9/29 農業農村センスアップセミナー及び沖永良部地区青年農業者会議</p> <p>10/2 JA あまみ事業運営検討会</p> <p>10/23～24 全国農業担い手サミット in かごしま について説明がありました。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、8番 前原委員と9番 幸山委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。</p> <p>報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は3件で、全て相続によるものです。</p> <p>あっせん希望は無しです。</p> <p>詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>それでは次に報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。</p> <p>1番 正名字稚牧〇〇5,709 m²、大阪府東大阪市〇〇さんから正名〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。</p> <p>合意解約日は令和7年9月18日で引渡日は令和7年10月31日です。</p> <p>2番 新城字泉川〇〇5,767 m²を含む計2筆計7,237 m²、上城〇〇さんから上城〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。</p> <p>合意解約日は令和7年10月10日で引渡日は令和7年10月31日です。</p> <p>3番 下平川字シャビヤ原〇〇1,152 m²、屋者〇〇さんから余多〇〇さんへの利用権の設定は農地バンクへ載せ替えのため合意解約になります。</p>

<p>議長</p>	<p>合意解約日と引渡日は令和7年11月30日です。</p> <p>4番 黒貫字親田〇〇3,150㎡を含む4筆計11,024㎡、芦清良〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定は農地バンクへ載せ替えのため合意解約になります。合意解約日は令和7年12月1日で引渡日は令和7年12月31日です。</p> <p>5番 瀬利覚字大堂〇〇1,100㎡を含む4筆計13,213㎡、瀬利覚〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定は農地バンクへ載せ替えのため合意解約になります。合意解約日は令和7年12月1日で引渡日は令和7年12月31日です。</p> <p>それでは次に議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1番 住吉字下卸口〇〇1,503㎡、贈与。 譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>2番 田皆字亀権当〇〇4,492㎡、売買。 譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>3番 田皆字野竿津〇〇1,099㎡を含む8筆計9,264㎡、売買。 譲渡人 東京都〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>4番 田皆字汐道〇〇828㎡、売買。 譲渡人 東京都〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>5番 上城字糺窪〇〇432㎡、売買。 譲渡人 上城〇〇さん、譲受人 上城〇〇さんです。</p> <p>6番 上城字真津々〇〇1,986㎡を含む4筆計11,023㎡、売買。 譲渡人 上城〇〇さん、譲受人 上城〇〇さんです。</p> <p>7番 新城字前田〇〇1,046㎡を含む2筆計2,991㎡、贈与。 譲渡人 兵庫県宝塚市〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>8番 久志検字大島当〇〇727㎡、売買。 譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 久志検〇〇さんです。</p> <p>9番 赤嶺字中園島〇〇933㎡、贈与。 譲渡人 兵庫県加古川市〇〇さん、譲受人 赤嶺〇〇さんです。</p> <p>10番 屋者字〇〇4,134㎡を含む5筆計14,562㎡、贈与。 譲渡人 屋者〇〇さん、譲受人 屋者〇〇さんです。</p> <p>11番 芦清良字新底〇〇6,775㎡、売買。 譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>12番 瀬利覚字前原〇〇231㎡、売買。 譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p>

議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。
5 番農業委員	1 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は兼業農家で、親兄弟が機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
6 番農業委員	2 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は畜産農家で後継者もいて機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
5 番推進委員	3 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は小作人で認定農業者できびやじゃがいもを作っていて、機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
8 番推進委員	4 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は小作人できびを作っていて機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
7 番農業委員	5 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、認定農業者できびを作っていて、機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
6 番推進委員	7 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は小作人できびを作っていて機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
7 番推進委員	8 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はきびやじゃがいもを作っていて、機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
7 番推進委員	9 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は小作人できびやじゃがいもを作っていて機械も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
1 番農業委員	10 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。譲受人はきびやばれいしょを作っています。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
9 番推進委員	11 番を説明します。現地の畑を調査しましたが、昨年度にばれいしょを作った跡地できれいにしてありました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

事務局	<p>補足説明をします。</p> <p>譲受人はきびやじゅがいもを作っていて、機械類も揃っています。</p> <p>問題はないと思われます。</p>
10 番農業委員	<p>12 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人になります。</p> <p>譲渡人の畑は譲受人の宅地の隣接地にあり、家庭菜園をするそうです。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、6 番以外について事務局及び地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
5 番農業委員	<p>9 番の畑の無償贈与については、8 月の総会であっせんがあった件なので 売買になるのではないか。無償贈与なのか売買なのかはっきりしないと決議 ができないが事務局で確認してあるのか。</p>
事務局	<p>確認していません。</p>
議長	<p>それでは、9 番の案件については今回は保留します。</p> <p>ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし)</p> <p>それでは、6 番と 9 番以外の案件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成なので、6 番と 9 番以外の案件については許可決定とします。</p> <p>6 番の案件については議事参与の制限がありますので 7 番の農業委員は退 室をお願いします。(7 番農業委員退室)</p> <p>6 番の案件について地区担当委員から説明をお願いします。</p>
6 番推進委員	<p>6 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は小作人できび・ゆり・ばれいしょを作っています。</p> <p>機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。(質問なし)</p> <p>それでは、6 番の案件について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)</p> <p>全員賛成なので、6 番の案件については許可決定とします。</p>
議長	<p>次に議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明 をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和 7 年 12 月 31 日になります。</p> <p>貸出期間が 5 年間の分が 14,397 m²、出し手・受け手とも 3 名ずつです。詳細については一覧表をご覧ください。</p> <p>議案第 22-2 号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権について説明します。移転時期はいずれも令和 7 年 12 月 31 日になります。</p> <p>1 番 田皆字亀権当〇〇4,317 m² 知名〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p> <p>2 番 田皆字亀権当〇〇289 m² 田皆〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p> <p>3 番 田皆字兼久〇〇3,183 m² 東京都〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p>
議長	<p>議案第 22 号について事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。</p>
議長	<p>議案第 23 号 あっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 23 号 あっせん委員の指名について説明します。</p> <p>正名字稚牧〇〇5,709 m²、所有者 大阪府東大阪市〇〇さん 売買で反当り〇〇円で、価格は応相談とのことです。1 筆で給水栓がある畑です。</p>
議長	<p>それでは議案第 23 号のあっせん委員ですが、榮 照和委員と西委員をお願いします。</p>
議長	<p>議案第 24 号 農地利用最適化推進委員の辞任について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号 農地利用最適化推進委員の辞任について説明します。</p> <p>〇〇委員が病気により長期入院中で職責を果たせないとのことで、本人から 10 月 31 日付けで辞任届が提出されています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 23 条の規定で「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とありますので、今回、〇〇委員の辞任についての審議になります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>ご質問がありましたら挙手をお願いします。</p>

2 番農業委員	公募のスケジュールについてはどのようになりますか。
事務局	公募のスケジュール等について事務局から説明。
議長	ほかに何かご質問はありませんか。(ほかに質問なし) それでは、議案第 24 号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成ですので、議案第 24 号については承認決定されました。
議長	次に議案第 25 号農地利用最適化推進委員の公募について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 25 号 農地利用最適化推進委員の公募について説明します。 〇〇委員の辞任につき、知名町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第 12 条の規定により、「推進委員について、罷免・失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、推進委員を補充しなければならない」とありますので、今回、欠員の住吉地区の推進委員について公募するものです。 公募から委員決定までのスケジュールとしては、公募期間が 1 カ月程度必要で、その後、副町長を選考委員長とした 5 人の知名町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を 12 月上旬頃に開催し、候補者を決定後、農業委員会での同意があれば新委員への委嘱・辞令交付になります。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 ご質問がありましたら挙手をお願いします。
5 番農業委員	公募の期間を 1 か月ではなく、短縮できませんか。
事務局	公募期間はおおよそ 1 か月程度必要になりますので、極端に日数を減らすことはできません。
議長	ほかに何かご質問はありませんか。(ほかに質問なし) それでは、議案第 25 号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成ですので、議案第 25 号については承認決定されました。 それでは以上を持ちまして今日の議題は全て終了しました。 おつかれさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和7年10月29日

議 長 沖 道人
署名委員 前原 伸治
署名委員 幸山 利忠